

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	平成25年度第1回国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成25年11月19日（火） 午後2時00分 ～ 午後2時40分
開 催 場 所	市議会委員会室（市役所5階）
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：被保険者代表 岡本委員、田代委員、濱浦委員、吉野委員 保険医代表 指田委員、三條委員、千竈委員、北條委員 公益代表 川島委員、栗原委員、波多野委員 被用者保険代表 瀧沢委員 欠席者：公益代表 竹原委員 事務局：市民部長、保険年金課長、保険年金課主査（国民健康保険グループ）、保険年金課主事（国民健康保険グループ）
報 告 事 項	(1) 平成26年度国民健康保険における制度改正について (2) その他
議 題	(1) 武蔵村山市国民健康保険運営協議会会長選挙について (2) 武蔵村山市国民健康保険運営協議会会長代理選挙について (3) その他
結 論 <small>（決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）</small>	議題(1)：会長「公益代表 栗原委員」に決定した。 議題(2)：会長代理「公益代表 川島委員」に決定した。 議題(3)：議題なし。
審 議 経 過 <small>（主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）</small> <small>（発信者）</small> ○印＝委員 ●印＝事務局等	※ 会議に先立ち、市長が委嘱書の交付等を行った後、仮議長選出するまでの間、事務局が会議の進行役を務めた。 〈仮議長の選出〉 ● 本日の議題に入る前に、仮議長を選出する必要がある。本協議会では、公益代表を除く委員のうちから、仮議長を務めることが慣習になっている。今回もこれにならって仮議長を選出したいが、これに異議があるか。 【質疑・意見等】 ○ 異議なし。 ● 田代委員に仮議長をお願いしたいが、これに異議があるか。 【質疑・意見等】 ○ 異議なし。 ● 田代委員にお願いする。 ○ 会長が決まるまでの間、私が仮議長を務めるが、何分にも不慣れなので、協力をお願いする。 ただ今から、平成25年度第1回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を開会する。ただ今の委員は12名で定足数に達しているので、有効に成立する。 次に会議録署名委員の指名であるが、武蔵村山市国民健康保険運営協議会規則第12条の規定に基づき、被保険者代表として、岡本委員、保険医等代表として、三條委員、公益代表として、川島委員を指名する。 それでは、議題の1武蔵村山市国民健康保険運営協議会会長選挙につい

て事務局から説明をお願いしたい。

### 議題（１）武蔵村山市国民健康保険運営協議会会長選出について

#### 【事務局説明要旨】

- 国民健康保険運営協議会の設置は、国民健康保険法の第11条第1項で規定されており、ただ今、議題となっている会長の選挙については、同じく第11条の第2項の規定を受け、国民健康保険法施行令の第5条で規定されている。

協議会には、会長と、会長に事故がある時に会長の職務を代行する会長代理が置かれ、いずれも、公益を代表する委員の中から、全委員の選挙によって選任されることになっている。

選挙の方法については、投票による方法や指名推薦による方法などが考えられるが、特に選挙方法に関し、この方法でなければならないといった規定はない。

過去の会長選挙の方法は、会長及び会長代理は、公益代表の委員の中から選任することとなっていることから、公益代表の4人の委員で協議し、その結果をもって指名推薦のうえ、委員全員の意見を聞き、会長、会長代理を決定する方法がとられている。

全委員で選挙の方法について協議してから、会長の選任をお願いしたい。

本協議会の職務などについては、資料1の2ページ及び3ページに本市の関係条例の抜粋等を添付しているので、参照願う。

#### 【質疑・意見等】

- 質疑等なし。
- 質疑なしと認める。選挙の方法については指名推薦の方法を用いることにする。これに異議があるか。

#### 【質疑・意見等】

- 異議なし。
- 異議なしと認める。よって、選挙の方法は、指名推薦の方法を用いることに決定した。指名の方法については公益代表委員全員で協議し、その中の代表者から指名することにする。これに異議があるか。

#### 【質疑・意見等】

- 異議なし。
- 異議なしと認める。よって、指名の方法は、公益代表委員全員で協議し、その代表者から指名することに決定した。それでは、公益代表委員は、休憩中に別室で協議をお願いする。

〈休 憩〉

- 休憩前に引き続き会議を開く。公益委員を代表し、波多野委員から会長候補の指名を求める。

- 栗原委員を指名する。
- 波多野委員から指名したとおり、「栗原委員」を会長の当選人とした  
い。これに異議があるか。
- 【質疑・意見等】
- 異議なし。
- 異議なしと認める。よって、栗原委員が会長に当選された。これをもつ  
て、仮議長の職務をすべて終わったので、会長と交代する。
- 本協議会の会長に就任することになった。本協議会と国民健康保険事業  
の円滑な運営に精一杯努めるので、よろしく願いたい。
- 議題（２）武蔵村山市国民健康保険運営協議会会長代理選挙について**
- 武蔵村山市国民健康保険運営協議会会長代理選挙の方法は、議題（１）  
の会長選挙と同様、指名推薦の方法を用いることにしたい。これに異議が  
あるか。
- 【質疑・意見等】
- 異議なし。
- 異議なしと認める。指名の方法は、議長において指名することにした  
と思う。これに異議があるか。
- 【質疑・意見等】
- 異議なし。
- 異議なしと認める。会長代理に「川島委員」を指名する。ただ今、議長  
において指名した「川島委員」を会長代理の当選人とすることに異議があ  
るか。
- 【質疑・意見等】
- 異議なし。
- 異議なしと認める。よって、議長において指名した「川島委員」が会長  
代理に当選された。
- 議題（３）その他**
- 議題３「その他」について事務局から何かあるか。
- 特になし。
- 次に、報告事項１「平成２６年度国民健康保険における制度改正につい  
て」であるが、事務局から説明をお願いする。
- 報告事項（１）平成２６年度国民健康保険における制度改正について**
- 【事務局説明要旨】
- 資料２の参照を願う。社会保障審議会で審議されている段階でまだ市に  
は詳細な情報はない。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 低所得者に係る国民健康保険税の軽減の拡充について 具体的な内容（案）であるが、現在、低所得者については、7割・5割・2割軽減を適用している。 そのうちの5割及び2割軽減の拡大が検討されている。</li> <li>・ 2 国民健康保険税の賦課限度額の見直しについて 具体的な内容（案）であるが、医療分の限度額については、据え置かれ、後期高齢者支援金分及び介護納付分の限度額については、増額が検討されている。</li> <li>・ 3 70歳から74歳までの方の一部負担金特例措置の見直しについて 現役並み所得者を除く70歳から74歳までの方の医療に係る一部負担については、平成20年4月から法律上2割負担となっているが毎年度約2,000億円の予算措置により、1割負担に凍結されている。 現在、本則の2割に戻すか現行の措置（1割負担）を維持すべきか検討されている。</li> <li>・ 4 低所得者に配慮しつつ行う高額療養費の見直しについて 平成27年1月から現行の仕組みから、低所得者においては、変わらないとのことだが、一般所得者と上位所得者の細分化が検討されている。</li> </ul> <p>平成26年1月の中旬から開会予定である通常国会で、この4つの改正が議論されるようである。</p> <p><b>【質疑・意見等】</b> ○ 質疑なし。</p> <p><b>報告事項（2）その他</b> ○ 報告事項2「その他」について、事務局から何かあるか。</p> <p>● 特になし。</p> <p>○ これにて、平成25年度第1回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を開会する。</p>
--

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴者： <u>    0    </u> 人
-----------------	---	-------------------------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： <u>  </u> ） <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： <u>  </u> ）
------------------	---

庶務担当課	市民部 保険年金課（内線：132）
-------	-------------------